

参考資料



0 25 50 100
m

参考資料：航空写真

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/m²を超える区域

土石等の堆積の高さが3mを超える区域

それ以外の区域



N

縮尺

1:2,500

自然現象
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

516

4.4.12

箇所番号

箇所名

所在地

II-61567

堅田(101)

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田